

昭和八年法律第五十七号

小切手法

第一章 小切手ノ振出及方式

第一条 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル小切手ナルコトヲ示ス文字

二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ單純ナル委託

三 支払ヲ為スベキ者(支払人)ノ名称

四 支払ヲ為スベキ地ノ表示

五 小切手ヲ振出ス日及地ノ表示

六 小切手ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

第七条 前条ニ掲グル事項ノ何レカヲ欠ク証券ハ小切手タル効力ヲ有セズ但シ次ノ數項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

支払人ノ名称ニ附記シタル地ハ特別ノ表示ナキ限り之ヲ支払地ト看做ス支払人ノ名称ニ數箇ノ地ノ附記アルトキハ小切手ハ初頭ニ記載シタル地ニ於テ之ヲ支払フベキモノトス

前項ノ記載其ノ他何等ノ表示ナキ小切手ハ振出地ニ於テ之ヲ支払フベキモノトス

第三条 小切手ハ其ノ呈示ノ時ニ於テ振出人ノ処分シ得ル資金アル銀行ニ宛テ且振出人ヲシテ資金ヲ小切手ニ依リ処分スルコトヲ得シムル明示又ハ黙示ノ契約ニ從ヒ之ヲ振出スベキモノトス但シ此ノ規定ニ從ハザルトキト雖モ証券ノ小切手タル効力ヲ妨ゲズ

第四条 小切手ハ左引受ヲ為スコトヲ得ズ小切手ニ為シタル引受ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス

第五条 小切手ハ引受ヲ為スコトヲ得ズ小切手ニ為シタル引受ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス

一 記名式又ハ指図式

二 記名式ニシテ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載スルモノ

三 持參人払式

記名ノ小切手ニシテ「又ハ持參人」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ之ヲ持參人払式小切手ト看做ス

受取人ノ記載ナキ小切手ハ之ヲ持參人払式小切手ト看做ス

第六条 小切手ハ振出人ノ自己指図ニテ之ヲ振出スコトヲ得

小切手ハ振出人ノ自己宛ニテ之ヲ振出スコトヲ得

第七条 小切手ニ記載シタル利息ノ約定ハ之ヲ為サザルモノト看做ス

第八条 小切手ハ支払人ノ住所地ニ在ルト又ハ其ノ他ノ地ニ在ルトヲ問ハズ第三者ノ住所ニ於テ支払フベキモノト為スコトヲ得但シ其ノ第三者ハ銀行タルコトヲ要ス

第九条 小切手ノ金額ヲ文字及數字ヲ以テ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ文字ヲ以テ記載シタル金額ヲ小切手金額トス

小切手ノ金額ヲ文字ヲ以テ又ハ數字ヲ以テ重複シテ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ最小金額ヲ小切手金額トス

第十条 小切手ニ小切手債務ノ負担ニ付キ行為能力ナキ者ノ署名、偽造ノ署名、假設人ノ署名又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ小切手ノ署名者若ハ其ノ本人ニ義務ヲ負ハシムルコト能ハザル署名アル場合ト雖モ他ノ署名者ノ債務ハ之ヲ妨ゲラザルコトナシ

第十一条 代理權ヲ有セザル者ガ代理人トシテ小切手ニ署名シタルトキハ自ら其ノ小切手ニ因リ義務ヲ負フ其ノ者ガ支払ヲ為シタルトキハ本人ト同一ノ權利ヲ有ス權限ヲ超エタル代理人ニ付亦同シ

第十二条 振出人ハ支払ヲ担保ス振出人ガ之ヲ担保セザル旨ノ一切ノ文言ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス

第十三条 未完成ニテ振出シタル小切手ニ予メ為シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ違反ハ之ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ小切手ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 譲渡

第十四条 記名式又ハ指図式ノ小切手ハ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スコトヲ得

記名式小切手ニシテ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債權ノ譲渡ニ關スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テノミ之ヲ譲渡スコトヲ得

裏書ハ振出人其ノ他ノ債務者ニ對シテモ之ヲ為スコトヲ得此等ノ者ハ更ニ小切手ヲ裏書スルコトヲ得

第十五条 裏書ハ單純ナルコトヲ要ス裏書ニ附シタル条件ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス

一部ノ裏書ハ之ヲ無効トス

支払人ノ裏書モ亦之ヲ無効トス

持參人私ノ裏書ハ白地式裏書ト同一ノ効力ヲ有ス

支払人ニ對シテ為シタル裏書ハ受取証書タル効力ノミヲ有ス但シ支払人ガ數箇ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ小切手ノ振宛テラレタル營業所以外ノ營業所ニ對シテ為シタル裏書ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 裏書ハ小切手又ハ之ト結合シタル紙片(補箋)ニ之ヲ記載シ裏書人署名スルコトヲ要ス裏書ハ被裏書人ヲ指定セズシテ之ヲ為シ又ハ単ニ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ為スコトヲ得(白地式裏書)此ノ後ノ場合ニ於テハ裏書ハ小切手ノ裏面又ハ補箋ニ之ヲ為スニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第十七条 裏書ハ小切手ヨリ生ズル一切ノ權利ヲ移轉ス

裏書ガ白地式ナルトキハ所持人ハ

一 自己ノ名称又ハ他人ノ名称ヲ以テ白地ヲ補充スルコトヲ得

二 白地式ニ依リ又ハ他人ヲ表示シテ更ニ小切手ヲ裏書スルコトヲ得

三 白地ヲ補充セズ且裏書ヲ為サズシテ小切手ヲ第三者ニ譲渡スコトヲ得

第十八条 裏書人ハ反對ノ文言ナキ限り支払ヲ担保ス

裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ小切手ノ爾後ノ被裏書人ニ對シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

第十九条 裏書シ得ベキ小切手ノ占有者ガ裏書ノ連続ニ依リ其ノ權利ヲ證明スルトキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス最後ノ裏書ガ白地式ナル場合ト雖モ亦同ジ抹消シタル裏書ハ此ノ關係ニ於テハ之ヲ記載セザルモノト看做ス白地式裏書ニ次テ他ノ裏書アルトキハ其ノ裏書ヲ為シタル者ハ白地式裏書ニ因リテ小切手ヲ取得シタルモノト看做ス

第二十条 持參人払式小切手ニ裏書ヲ為シタルトキハ裏書人ハ遡求ニ關スル規定ニ從ヒ責任ヲ負フ但シ之ガ為証券ハ指図式小切手ニ変スルコトナシ

第二十一条 事由ノ何タルヲ問ハズ小切手ノ占有ヲ失ヒタル者アル場合ニ於テ其ノ小切手ヲ取得シタル所持人ハ小切手ガ持參人払式ノモノナルトキ又ハ裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ權利ヲ證明スルトキハ之ヲ返還スル義務ヲ負フコトナシ但シ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ之ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二条 小切手ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ對スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ小切手ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三条 裏書ニ「回収ノ為」、「取立ノ為」、「代理ノ為」其ノ他單ナル委任ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ小切手ヨリ生ズル一切ノ權利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ハ代理ノ為ノ裏書ノミヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ債務者ガ所持人ニ對抗スルコトヲ得ル抗弁ハ裏書人ニ對抗スルコトヲ得ベカリシモノニ限ル

代理ノ為ノ裏書ニ依ル委任ハ委任者ノ死亡又ハ其ノ者ガ行為能力ノ制限ヲ受ケタルコトニ因リ終了セズ

第二十四条 拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成後ノ裏書又ハ呈示期間經過後ノ裏書ハ民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債權ノ讓渡ノ効力ノミヲ有ス
日附ノ記載ナキ裏書ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成前又ハ呈示期間經過前ニ之ヲ為シタルモノト推定ス

第三章 保証

第二十五条 小切手ノ支払ハ其ノ金額ノ全部又ハ一部ニ付保証ニ依リテ担保スルコトヲ得
支払人ヲ除クノ外第三者ハ前項ノ保証ヲ為スコトヲ得小切手ニ署名シタル者ト雖モ亦同ジ

第二十六条 保証ハ小切手又ハ補箋ニ之ヲ為スベシ
保証ハ「保証」其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ以テ表示シ保証人署名スベシ
小切手ノ表面ニ為シタル単ナル署名ハ之ヲ保証ト看做ス但シ振出人ノ署名ハ此ノ限ニ在ラズ
保証ニハ何人ノ為ニ之ヲ為スカラ表示スルコトヲ要ス其ノ表示ナキハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス

第二十七条 保証人ハ保証セラレタル者ト同一ノ責任ヲ負フ
保証ハ其ノ担保シタル債務ガ方式ノ瑕疵ヲ除キ他ノ如何ナル事由ニ因リテ無効ナルトキト雖モ之ヲ有効トス
保証人ガ小切手ノ支払ヲ為シタルトキハ保証セラレタル者及其ノ者ノ小切手上ノ債務者ニ對シ小切手ヨリ生ズル權利ヲ取得ス

第四章 呈示及支払

第二十八条 小切手ハ一覽払ノモノトス之ニ反スル一切ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス
振出ノ日附トシテ記載シタル日ヨリ前ニ支払ノ為呈示シタル小切手ハ呈示ノ日ニ於テ之ヲ支払フベキモノトス

第二十九条 国内ニ於テ振出し且支払フベキ小切手ハ十日内ニ支払ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス
支払ノ為スベキ国ト異ル国ニ於テ振出シタル小切手ハ振出地及支払地ガ同一洲ニ存スルトキハ二十日内又異ル洲ニ存スルトキハ七十日内ニ之ヲ呈示スルコトヲ要ス
前項ニ關シテハ歐羅巴洲ノ一國ニ於テ振出シ地中海沿岸ノ一國ニ於テ支払フベキ小切手又ハ地中海沿岸ノ一國ニ於テ振出シ歐羅巴洲ノ一國ニ於テ支払フベキ小切手ハ同一洲内ニ於テ振出し且支払フベキモノト看做ス

第三十条 本条ニ掲グル期間ノ起算日ハ小切手ニ振出ノ日附トシテ記載シタル日トス
小切手ガ曆ヲ異ニスル二地ノ間ニ振出シタルモノナルトキハ振出ノ日ヲ支払地ノ曆ノ応当日ニ換フ

第三十一条 手形交換所ニ於ケル小切手ノ呈示ハ支払ノ為ノ呈示タル効力ヲ有ス

第三十二条 小切手ノ支払委託ノ取消ハ呈示期間經過後ニ於テノミ其ノ効力ヲ生ズ
支払委託ノ取消ナキトキハ支払人ハ期間經過後ト雖モ支払ヲ為スコトヲ得

第三十三条 振出ノ後振出人ガ死亡シ意思能力ヲ喪失シ又ハ行為能力ノ制限ヲ受クルモ小切手ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ

第三十四条 小切手ノ支払人ハ支払ヲ為スニ當リ所持人ニ對シ小切手ニ受取ヲ証スル記載ヲ為シテ之ヲ交付スベキコトヲ請求スルコトヲ得
所持人ハ一部份支払ヲ拒ムコトヲ得ズ
一部份支払ノ場合ニ於テハ支払人ハ其ノ支払アリタル旨ノ記載及受取証書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十五条 裏書シ得ベキ小切手ノ支払ヲ為ス支払人ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ裏書人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ

第三十六条 支払地ノ通貨ニ非ザル通貨ヲ以テ支払フベキ旨ヲ記載シタル小切手ニ付テハ其ノ呈示期間内ハ支払ノ日ニ於ケル價格ニ依リ其ノ國ノ通貨ヲ以テ支払フベキコトヲ得呈示ヲ為スモ支払ナカリシトキハ所持人ハ其ノ選取ニ依リ呈示ノ日又ハ支払ノ日ノ相場ニ從ヒ其ノ國ノ通貨ヲ以テ小切手ノ金額ヲ支払フベキコトヲ請求スルコトヲ得
外国通貨ノ價格ハ支払地ノ慣習ニ依リ之ヲ定ム但シ振出人ハ小切手ニ定メタル換算率ニ依リ支払金額ヲ計算スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ振出人ガ特種ノ通貨ヲ以テ支払フベキ旨(外國通貨現貨支払文句)ヲ記載シタル場合ニ之ヲ適用セズ
振出國外ニ支払固トニ於テ同名異額ヲ有スル通貨ニ依リ小切手ノ金額ヲ定メタルトキハ支払地ノ通貨ニ依リテ之ヲ定メタルモノト推定ス

第五章 線引小切手

第三十七条 小切手ノ振出人又ハ所持人ハ小切手ニ線引ヲ為スコトヲ得線引ハ次条ニ定ムル効力ヲ有ス
線引ハ小切手ノ表面ニ二条ノ平行線ヲ引キテ之ヲ為スベシ線引ハ一般又ハ特定タルコトヲ得
二条ノ線内ニ何等ノ指定ヲ為サザルカ又ハ「銀行」若ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記載シタルトキハ線引ハ之ヲ一般トス二条ノ線内ニ銀行ノ名称ヲ記載シタルトキハ線引ハ之ヲ特定トス
一般線引ハ之ヲ特定線引ニ變更スルコトヲ得ルモ特定線引ハ之ヲ一般線引ニ變更スルコトヲ得ズ
線引又ハ被指定銀行ノ名称ノ抹消ハ之ヲ為サザルモノト看做ス

第三十八条 一般線引小切手ハ支払人ニ於テ銀行ニ對シ又ハ支払人ノ取引先ニ對シテノミ之ヲ支払フコトヲ得
特定線引小切手ハ支払人ニ於テ被指定銀行ニ對シテノミ又被指定銀行ガ支払人ナルトキハ自己ノ取引先ニ對シテノミ之ヲ支払フコトヲ得但シ被指定銀行ハ他ノ銀行ヲシテ小切手ノ取立ヲ為サシムルコトヲ得
銀行ハ自己ノ取引先又ハ他ノ銀行ヨリノ線引小切手ヲ取得スルコトヲ得銀行ハ此等ノ者以外ノ者ノ為ニ線引小切手ノ取立ヲ為スコトヲ得ズ

數箇ノ特定線引アル小切手ハ支払人ニ於テ之ヲ支払フコトヲ得但シ二箇ノ線引アル場合ニ於テ其ノ一ガ手形交換所ニ於ケル取立ノ為ニ為サレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前四項ノ規定ヲ遵守セザル支払人又ハ銀行ハ之ガ為ニ生ジタル損害ニ付小切手ノ金額ニ達スル迄賠償ノ責ニ任ズ

第六章 支払拒絶ニ因ル遡求

第三十九条 適法ノ時期ニ呈示シタル小切手ノ支払ナキ場合ニ於テ左ノ何レカニ依リ支払拒絶ヲ証明スルトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ對シ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得
一 公正証書(拒絶証書)
二 小切手ニ呈示ノ日ヲ表示シテ記載シ且日附ヲ附シタル支払人ノ宣言
三 適法ノ時期ニ小切手ヲ呈示シタルモ其ノ支払ナカリシ旨ヲ証明シ且日附ヲ附シタル手形交換所ノ宣言

第四十条 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ハ呈示期間經過前ニ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス
期間ノ末日ニ呈示アリタルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ハ之ニ次グ第一ノ取引日ニ之ヲ作ラシムルコトヲ得

第四十一条 所持人ハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ノ日ニ次グ又ハ無費用償還文句アル場合ニ於テハ呈示ノ日ニ次グ四取引日内ニ自己ノ裏書人及振出人ニ對シ支払拒絶アリタルコトヲ通知スルコトヲ要ス各裏書人ハ通知ヲ受ケタル日ニ次グ二取引日内ニ前ノ通知者全員ノ名称及宛所ヲ示シテ自己ノ受ケタル通知ヲ自己ノ裏書人ニ通知シ順次振出人ニ及ブモノトス此ノ期間ハ各其ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ進行ス
前項ノ規定ニ從ヒ小切手ノ署名者ニ通知ヲ為ストキハ同一期間内ニ其ノ保証人ニ同一ノ通知ヲ為スコトヲ要ス
裏書人ガ其ノ宛所ヲ記載セズ又ハ其ノ記載ガ読ミ難キ場合ニ於テハ其ノ裏書人ノ直接ノ前者ニ通知スルヲ以テ足ル
通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ之ヲ為スコトヲ得單ニ小切手ヲ返付スルニ依リテモ亦之ヲ為スコトヲ得
通知ヲ為スベキ者ハ適法ノ期間内ニ通知ヲ為シタルコトヲ証明スルコトヲ要ス此ノ期間内ニ通知ヲ為ス書面ヲ郵便ニ付シ又ハ民間事業者による信書ノ送達に關する法律(平成十四年法律第九

十九号) 第二条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ發送シタル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ遵守シタルモノト看做ス

第四十二條

振出人、裏書人又ハ保証人ハ証券ニ記載シ且署名シタル「無費用償還」、「拒絶証書不要」ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ニ依リ所持人ニ對シ其ノ遡求權ヲ行フ為メ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ヲ免除スルコトヲ得

前項ノ文言ハ所持人ニ對シ法定期間内ニ於ケル小切手ノ呈示及通知ノ義務ヲ免除スルコトナシ期間ノ不遵守ハ所持人ニ對シ之ヲ援用スルニ於テ其ノ證明ヲ為スコトヲ要ス

振出人ガ第一項ノ文言ヲ記載シタルトキハ一切ノ署名者ニ對シ其ノ効力ヲ生ズ振出人ガ此ノ文言ヲ記載シタルトキハ其ノ裏書人又ハ保証人ニ對シテノミ其ノ効力ヲ生ズ振出人ガ此ノ文言ヲ記載シタルトキハ其ノ裏書人又ハ保証人ガ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ラシメタルトキハ其ノ費用ハ所持人ノ負担ス裏書人又ハ保証人ガ此ノ文言ヲ記載シタル場合ニ於テ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成アリタルトキハ一切ノ署名者ヲシテ其ノ費用ヲ償還セシムルコトヲ得

第四十三條

小切手上ノ各債務者ハ所持人ニ對シ合同シテ其ノ責ニ任ズ
所持人ハ前項ノ債務者ニ對シ其ノ債務ヲ負ヒタル順序ニ拘ラズ各別又ハ共同ニ請求ヲ為スコトヲ得

小切手ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ同一ノ權利ヲ有ス
債務者ノ一人ニ對スル請求ハ他ノ債務者ニ對スル請求ヲ妨グズ既ニ請求ヲ受ケタル者ノ後者ニ對シテモ亦同ジ

第四十四條

所持人ハ遡求ヲ受ケル者ニ對シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
一 支払アラザリシ小切手ノ金額
二 法定利率(国内ニ於テ振出し且支払フベキ小切手以外ノ小切手ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ)ニ依リ呈示ノ日以後ノ利息

第四十五條

小切手ヲ受戻シタル者ハ其ノ前者ニ對シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
一 其ノ支払ヒタル總金額
二 前号ノ金額ニ對シ法定利率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息
三 其ノ支出シタル費用

第四十六條

遡求ヲ受ケタル又ハ受クベキ債務者ハ支払ト引換ニ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言、受取ヲ証スル記載ヲ為シタル計算書及小切手ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
小切手ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得

第四十七條

法定ノ期間内ニ於ケル小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ガ避クベカラザル障碍(国ノ法令ニ依リ禁制其ノ他ノ不可抗力)ニ因リテ妨グラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス

所持人ハ自己ノ裏書人ニ對シ遲滞ナク其ノ不可抗力ヲ通知シ且小切手又ハ補箋ニ其ノ通知ヲ記載シ日附ヲ附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ他ニ付テハ第四十一條ノ規定ヲ準用ス
不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人トハ遡求ナク支払ノ為メ小切手ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ラシムルコトヲ要ス

不可抗力ガ所持人ニ於テ其ノ裏書人ニ不可抗力ヲ通知ヲ為シタル日ヨリ十五日ヲ超エテ繼續スルトキハ呈示期間經過前ニ其ノ通知ヲ為シタル場合ト雖モ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ要セズシテ遡求權ヲ行フコトヲ得

所持人又ハ所持人ガ小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ヲ委任シタル者ニ付テハ單純ナル人の事由ハ不可抗力ヲ構成スルモノト認メズ

第七章 複本

第四十八條 一 国ニ於テ振出し他ノ国ニ於テ若ハ振出国ノ海外領土ニ於テ支払フベキ小切手、一 国ノ海外領土ニ於テ振出し其ノ国ニ於テ支払フベキ小切手、一 国ノ同一海外領土ニ於テ振出し且支

払フベキ小切手又ハ一 国ノ海外領土ニ於テ振出し其ノ国ノ海外領土ニ於テ支払フベキ小切手ハ持參人払ノモノヲ除ク外同一内容ノ數通ヲ以テ之ヲ振出すコトヲ得數通ヲ以テ小切手ヲ振出しタルトキハ其ノ証券ノ文言中ニ番号ヲ附スルコトヲ要ス之ヲ欠クトキハ各通ハ之ヲ各別ノ小切手ト看做ス

第四十九條

複本ノ一通ノ支払ハ其ノ支払ガ他ノ複本ヲ無効ナラシムル旨ノ記載ナキトキト雖モ義務ヲ免レシム
數人ニ各別ニ複本ヲ讓渡シタル裏書人及其ノ後ノ裏書人ハ其ノ署名アル各通ニシテ返還ヲ受ケザルモノニ付責任ヲ負フ

第八章 變造

第五十條 小切手ノ文言ノ變造ノ場合ニ於テハ其ノ變造後ノ署名者ハ變造シタル文言ニ從ヒテ責任ヲ負ヒ變造前ノ署名者ハ原文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第九章 時効

第五十一條 所持人ノ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ對スル遡求權ハ呈示期間經過後六月ヲ以テ時効ニ罹ル
小切手ノ支払ヲ為スベキ債務者ノ他ノ債務者ニ對スル遡求權ハ其ノ債務者ガ小切手ノ受戻ヲ為シタル日又ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル日ヨリ六月ヲ以テ時効ニ罹ル

第十章 支払保証

第五十二條 時効ノ完成猶予又ハ更新ハ其ノ事由ガ生ジタル者ニ對シテノミ其ノ効力ヲ生ズ
第五十三條 支払人ハ小切手ニ支払保証ヲ為スコトヲ得
支払保証ハ小切手ノ表面ニ「支払保証」其ノ他支払ヲ為ス旨ノ文字ヲ以テ表示シ日附ヲ附シテ支払人署名スベシ

第五十四條 支払保証ハ單純ナルコトヲ要ス
支払保証ニ依リ小切手ノ記載事項ニ加ヘタル變更ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス
第五十五條 支払保証ヲ為シタル支払人ハ呈示期間ノ經過前ニ小切手ノ呈示アリタル場合ニ於テノミ其ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ
支払ナキ場合ニ於テ前項ノ呈示アリタルコトハ第三十九條ノ規定ニ依リ之ヲ証明スルコトヲ要ス

第十一章 通則

第五十六條 本法ニ於テ「銀行」ナル文字ハ法令ニ依リテ銀行ト同視セラレル人又ハ施設ヲ含ム
第五十七條 第四十七條ノ規定ハ支払保証ヲ為シタル支払人ニ對スル權利ノ行使ニ付テハ準用ス
第五十八條 支払保証ヲ為シタル支払人ニ對スル小切手上ノ請求權ハ呈示期間經過後一年ヲ以テ時効ニ罹ル

附則

第六十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第六十四條 商法第四編第四章ハ之ヲ削除ス
第六十五條 本法施行前ニ振出しタル小切手ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
第六十六條 本法施行後六月内ニ日本ニ於テ振出す小切手ハ振出地ノ記載ヲ欠クトキト雖モ小切手タル効力ヲ有ス
第六十七條 本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム

第六十八條 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南洋群島又ハ勅令ヲ以テ指定スル亜細亞洲ノ地域ニ於テ振出シ日本内地ニ於テ支払フベキ小切手ノ呈示期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ伸長スルコトヲ得

第六十九條 第三十一條ノ手形交換所ハ法務大臣之ヲ指定ス

第七十條 拒絶証書ノ作成ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一條 小切手ノ振出人ガ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ五千円以下ノ過料ニ処ス

第七十二條 小切手ヨリ生ジタル権利ガ手続ノ欠缺又ハ時効ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人、裏書人又ハ支払保証ヲ為シタル支払人ニ対シ其ノ受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得

第七十三條 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル小切手上ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル(確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノ)ニ依リテ其ノ訴ニ係ル權利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル迄ノ間ハ完成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル權利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

第七十四條 振出人又ハ所持人ガ証券ノ表面ニ「計算ノ為」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シテ現金ノ支払ヲ禁ジタル小切手ニシテ外國ニ於テ振出シ日本ニ於テ支払フベキモノハ一般線引小切手タル効力ヲ有ス

第七十五條 本法ニ於テ休日トハ祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ一般ノ休日及政令ヲ以テ定ムル日ヲ謂フ

第七十六條 小切手ニ依リ義務ヲ負フ者ノ行為能力ハ其ノ本國法ニ依リ之ヲ定ム其ノ國ノ法ガ他國ノ法ニ依ルコトヲ定ムルトキハ其ノ他國ノ法ヲ適用ス

前項ニ掲グル法ニ依リ行為能力ヲ有セザル者ト雖モ他ノ國ノ領域ニ於テ署名ヲ為シ其ノ國ノ法ニ依レバ行為能力ヲ有スベキトキハ責任ヲ負フ

第七十七條 小切手ノ支払人タルコトヲ得ル者ハ支払地ノ屬スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

支払地ノ屬スル國ノ法ニ依リ支払人タルコトヲ得ザル者ヲ支払人トシタル為小切手ガ無効ナルトキト雖モ之ト同一ノ規定ナキ他ノ國ニ於テ其ノ小切手ニ為シタル署名ヨリ生ズル債務ハ之ガ為其ノ効力ヲ妨グルコトナシ

第七十八條 小切手上ノ行為ノ方式ハ署名ヲ為シタル地ノ屬スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム但シ支払地ノ屬スル國ノ法ノ規定スル方式ニ依ルヲ以テ足ル

小切手上ノ行為ガ前項ノ規定ニ依リ有効ナラザル場合ト雖モ後ノ行為ヲ為シタル地ノ屬スル國ノ法ニ依レバ適式ナルトキハ後ノ行為ハ前ノ行為ガ不適式ナルコトニ因リ其ノ効力ヲ妨グルコトナシ

日本人ガ外國ニ於テ為シタル小切手上ノ行為ハ其ノ行為ガ日本法ニ規定スル方式ニ適合スル限り他ノ日本ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第七十九條 小切手ヨリ生ズル義務ノ効力ハ署名ヲ為シタル地ノ屬スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム但シ遡求權ヲ行使スル期間ハ一切ノ署名者ニ付証券ノ振出地ノ屬スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

第八十條 左ノ事項ハ小切手ノ支払地ノ屬スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

一 小切手ハ一覽払タルコトヲ要スルヤ否ヤ、一覽後定期払トシテ振出シ得ルヤ否ヤ及先日附小切手ノ効力

二 呈示期間

三 小切手ニ引受、支払保証、確認又ハ査証ヲ為シ得ルヤ否ヤ及此等ノ記載ノ効力

四 所持人ハ一部支払ヲ請求シ得ルヤ否ヤ及一部支払ヲ受諾スル義務アリヤ否ヤ

五 小切手ニ線引ヲ為シ得ルヤ否ヤ、小切手ニ「計算ノ為」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シ得ルヤ否ヤ及線引又ハ「計算ノ為」ノ文字若ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ノ記載ノ効力

六 所持人ハ資金ニ対シ特別ノ權利ヲ有スルヤ否ヤ及此ノ權利ノ性質

七 振出人ハ小切手ノ支払ノ委託ヲ取消シ又ハ支払差止ノ手続ヲ為シ得ルヤ否ヤ

八 小切手ノ喪失又ハ盜難ノ場合ニ為スベキ手続

九 裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対スル遡求權保全ノ為拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ必要トスルヤ否ヤ

第八十一條 拒絶証書ノ方式及作成期間其ノ他小切手上ノ權利ノ行使又ハ保存ニ必要ナル行為ノ方式ハ拒絶証書ヲ作ルベキ地又ハ其ノ行為ヲ為スベキ地ノ屬スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

附則 (昭和二十二年一月一七日法律第一九五号) 抄

第十七條 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年六月一日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二十一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一、二十五 略

附則 (平成二十四年七月三十一日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十六年二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一八年六月二一日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。